○国土交通省告示第五百三十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第一号並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

道路の種類	路線名	区間	備考
北海道道	主要地方道網走端野線	北見市端野町緋牛内五百十一番三から同町緋牛内四百三十二番一まで	北見市と北海道横断自動車道を連絡する道路の一部
千葉県道	主要地方道成田松尾線	山武郡芝山町菱田字赤台三百五十二番から香取郡多古町間倉字五井台五百十一番二まで	首都圏中央連絡自動車道と成田空港を連絡する道路の一部
一般国道	二百九十六号	船橋市前原西一丁目四百九十六番三から同市東船橋五丁目千二百八十三番八まで	船橋市と千葉港を連絡する道路の一部
新潟県道	主要地方道新潟中央環状線	新潟市江南区割野字仲江二千四百六十二番から同市南区上塩俵字道上千二百五十四番一まで	白根北部工業団地と新潟東港を連絡する道路（の一部）
静岡県道	主要地方道浜松環状線	浜松市中央区西ケ崎町字旭七百十八番二から同市中央区中郡町字橋爪新田六百七十三番二まで	浜松市街地を環状する道路（の一部）
香川県道	主要地方道円座香南線	高松市西山崎町字川向上六百三十四番一から同市岡本町字幸ノ神八百九十五番一まで	高松自動車道と高松空港を連絡する道路の一部
福岡県道	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町内橋東二丁目三百四番八から同町大字仲原字脇田二千三百五十三番四まで	糟屋郡粕屋町と福岡空港を連絡する道路の一部

○国土交通省告示第五百三十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件（平成二十一年国土交通省告示第六百二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	地域公共交通維持・活性化推進費	（略）	空港受入体制強化支援事業に係るものに限る。
		地方空港等受入環境整備事業費補助金	
（略）			

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	地域公共交通維持・活性化推進費	（略）	空港業務体制強化推進事業（人材育成の推進に係る事業を除く。）に係るものに限る。
		地方空港等受入環境整備事業費補助金	
（略）			

附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百三十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		